

## 第74課 株式会社—株式会社の設立その1

株式会社の設立というのは、株式会社という団体を形成し、資金を集め、その上で法人格を取得するということである。つまり、株式という出資システムを利用する営利目的の団体を実際に形作り、その上で登記（「**設立登記**」という）をすることによって、株式会社が実体的にも形式的にも成立するわけである。

団体の形成は、①根本規則である「**定款**（ていかん）」の作成、②社員の確定、そして③必要な会社の**機関**の形成によって行われる。もっと簡単に言えば、ルールを作り、メンバーを決め、役割分担を決めるのである。どのような団体を作るのでも、このことは同じと言ってよいが、株式会社の場合には、外部からもこれらのことが分かるようになっている必要があり、商法の定める厳格な手続きに従って行われなければならない（商法第165条～第198条）。

まず、規則を作り、メンバーと役割を確定し、お金を集めることになるが、設立の方法には、最初の出資のしかたによって2種類あり、設立を企画する者（これを「**発起人**（ほっきにん）」）というが、設立のときに会社が発行する株式を全部取得して（「引き受けて」）会社が正式に成立した後、最初に株主になる方法（これを「**発起設立**」という）と、発起人が設立の際に発行する株式の一部だけを引き受けて、その他の部分については発起人以外の出資者を募集し、その人たちに株式を引き受けてもらう方法（これを「**募集設立**」という）がある。発起人だけでは最初に企画した出資の額を全部出すことが困難なような大きな会社を設立する場合には募集設立の方法が採られるが、他に株主を募集する手続きや、創立総会という最初の株主の会議を開かなければならないので、手続きが少し面倒である。

ところで、株式会社は、比較的大きな会社となることが予定されている会社の形態であり（小さな会社には「**有限会社**」のほうが向いている）、そのため、事業活動を始めると、負担する債務も大きくなることが多い。したがって、大きな債務の負担に耐えられるだけの、いわば体力が必要なのである。そのため、商法では、株式会社については、最初から、会社の財産として最低でも1,000万円（約9万5,000ドル、約14億ドン）を保有していることを要求している（商法第168条の4）。これを株式会社の「**最低資本金**」といい、会社の財産的基礎を確保するために必要な最初の「**資本**」であって、設立するときにお金が実際に集まらないと設立が認められない（つまり、登記ができない）。しかも、この金銭は、集まったことが確認できるよう、必ず銀行の口座に入れなければならないのである（商法第170条第2項など）。

## 1 重要語句

### a 設立登記

株式会社は、ルールを作り、メンバーを確定し、役割分担を決め、資金を集めるなどの実体の形成が済むと、株式会社として成立したことを世の中に示す登記をすることになる。これを「設立登記」といい、その株式会社の主たる事務所（これを「本店」という）の所在地を管轄する法務局に申請して行う。法務局の登記担当者（「登記官」）は、提出された書類を審査することによって株式会社としての実体が形成されていることが確認できると、商業登記簿の一種である「株式会社登記簿」（商業登記法第6条第7号）に、会社の名前や事業目的、発行する予定の株式や最初に発行した株式の数、本店や支店の所在地、資本の金額、会社を運営する者（「取締役・監査役・代表取締役」）の名前など必要な事項（商法第188条参照）を記入して登記をする。

この設立登記が済んで、初めて株式会社は成立する（商法第57条）。

### b 定款

株式会社の根本規則を定めた書面のこと。定款に記載すべき事項には、必ず記載しなければならないと、その記載がないと定款が無効になってしまう事項（絶対的記載事項）と、それがなくても定款が無効になることはないが、記載しておかないとその法的効力が認められないような特別の取り決めなどについての事項（相対的記載事項）、そして、記載してもしなくても定款や取り決めを無効にすることはないが、定款に記載しておくことで明確になるのでよい、という事項（任意的記載事項）がある。絶対的記載事項については、商法第166条第1項に掲げられている。また、相対的記載事項は、例えば、商法第168条や商法第204条第1項に定める事項などがその例である。任意的記載事項は、強行法規や公序良俗に反しない限り定款に記載することができ、実際に多くの会社が、その規則を明確にするために様々な規則を定款で定めている。

なお、定款については公証人の認証を要する（商法第167条）。

### c 株式会社の機関

後に詳しく学ぶが、株式会社は所有と経営が分離しているところにその特色がある。株式会社の機関には、いわば所有者の会議として会社の根本的な重要事項についての最高意思の決定をする「株主総会」、会社経営に関する事項について重要な意思決定をする「取締役会」、取締役会の下に事業経営を行い、対外的に会社を代表する「代表取締役」、取締役会や代表取締役などが適正に業務や会計を行っているかを監視する「監査役」などの機関がある。